

令和8年 富士見町 条例

第 5 号

行政手続における特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の  
利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一  
部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月13日

富士見町長 渡 辺 葉

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年富士見町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「実施者」を「をいう。」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 住登外者 町の住民基本台帳に登録されていない者をいう。
- (8) 住登外者宛名管理番号管理機能 住登外者を特定する固有の番号を付番し、管理する情報システムの機能をいう。

第4条第1項中「町長又は富士見町教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は富士見町教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 4 町長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務(法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。)を処理するために必要な限度で、住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報(以下、「住登外者宛名情報」という。)であって自らが保有するものを利用することができる。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 別表第2に左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人番号の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第5条第1項中「町長が教育委員会に対し、又は教育委員会が町長に対し、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度において、町長又は教育委員会が」を「別表第3の第1欄に掲げる機関が同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に

掲げる機関が」に改める。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1(第4条第1項関係)

機関	事務
1 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条第1項及び第2項関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	1 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条第1項関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。